

# 中古品での事故と課題について

製品安全センター  
事故調査統括課  
片岡 孝浩

1. 背景
2. 中古品の流通について
3. 中古品が関係した事故事例について
4. 損害賠償責任について
5. まとめ

# 1. 背景

# 中古品とは

## ○新品

- ・1回も使用されていない。
- ・製造メーカーの出荷時と状態が同じ。

## ○新古品、未使用品

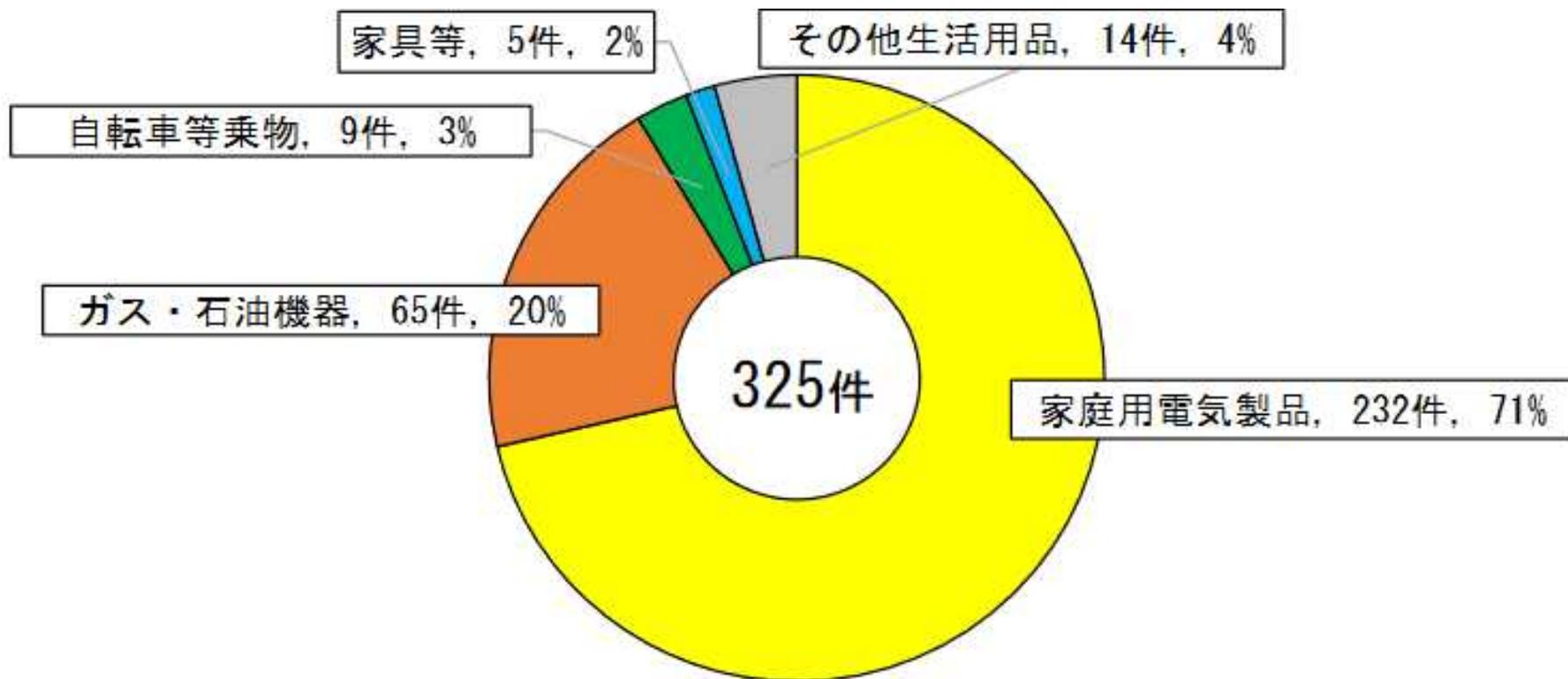
- ・1回も使用されていない。
- ・製造メーカーの出荷時と状態が異なる。  
(箱や袋を開けて製品を取り出したなど)

## ○中古品

- ・自分が購入する前に他の人が既に使用していた。  
(1回でも使用されれば中古品になる。)

# 中古品が関係した事故の製品内訳

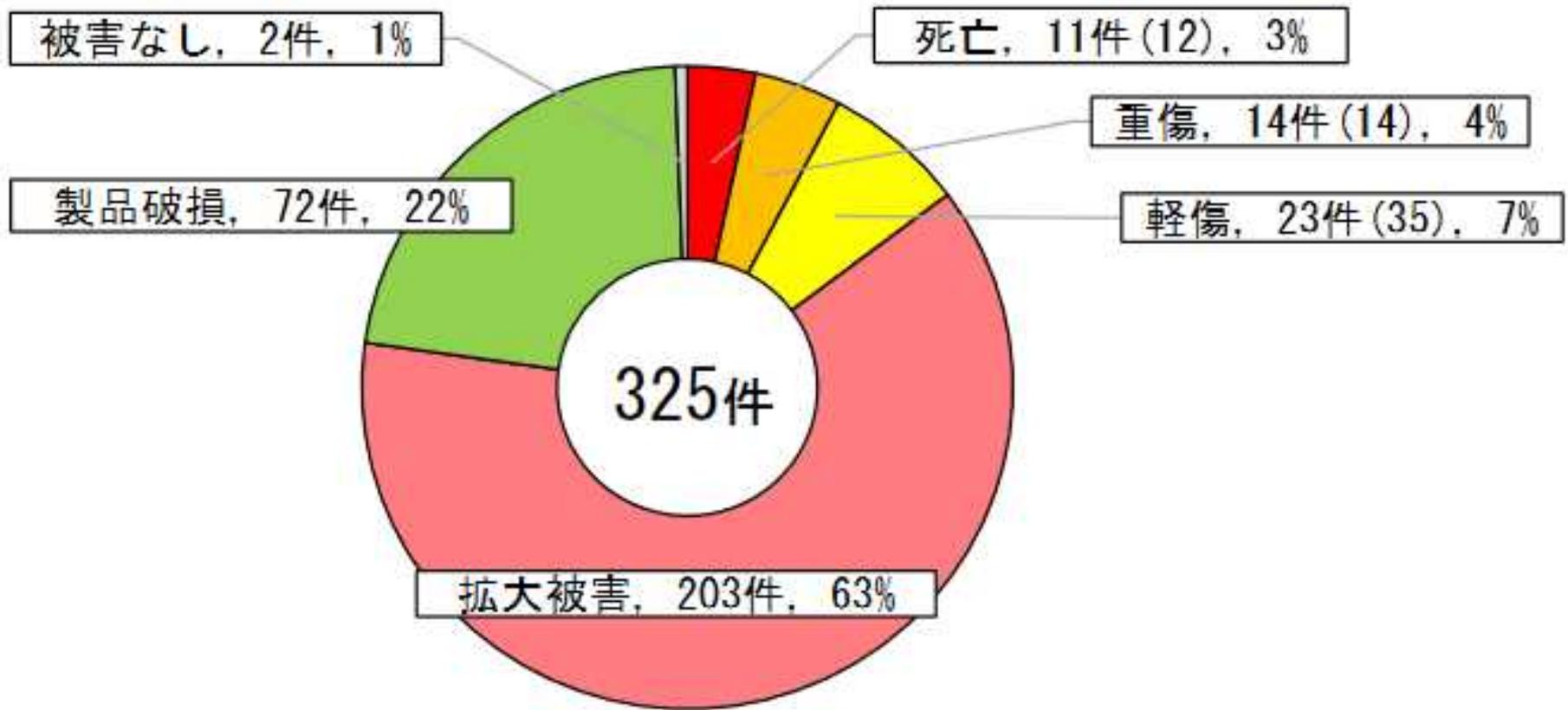
調査期間：2015年度～2019年度、対象件数：325件



- ・家電製品が過半数を占めている。
- ・次いでガス石油機器が多い。

# 中古品が関係した事故の被害の内訳

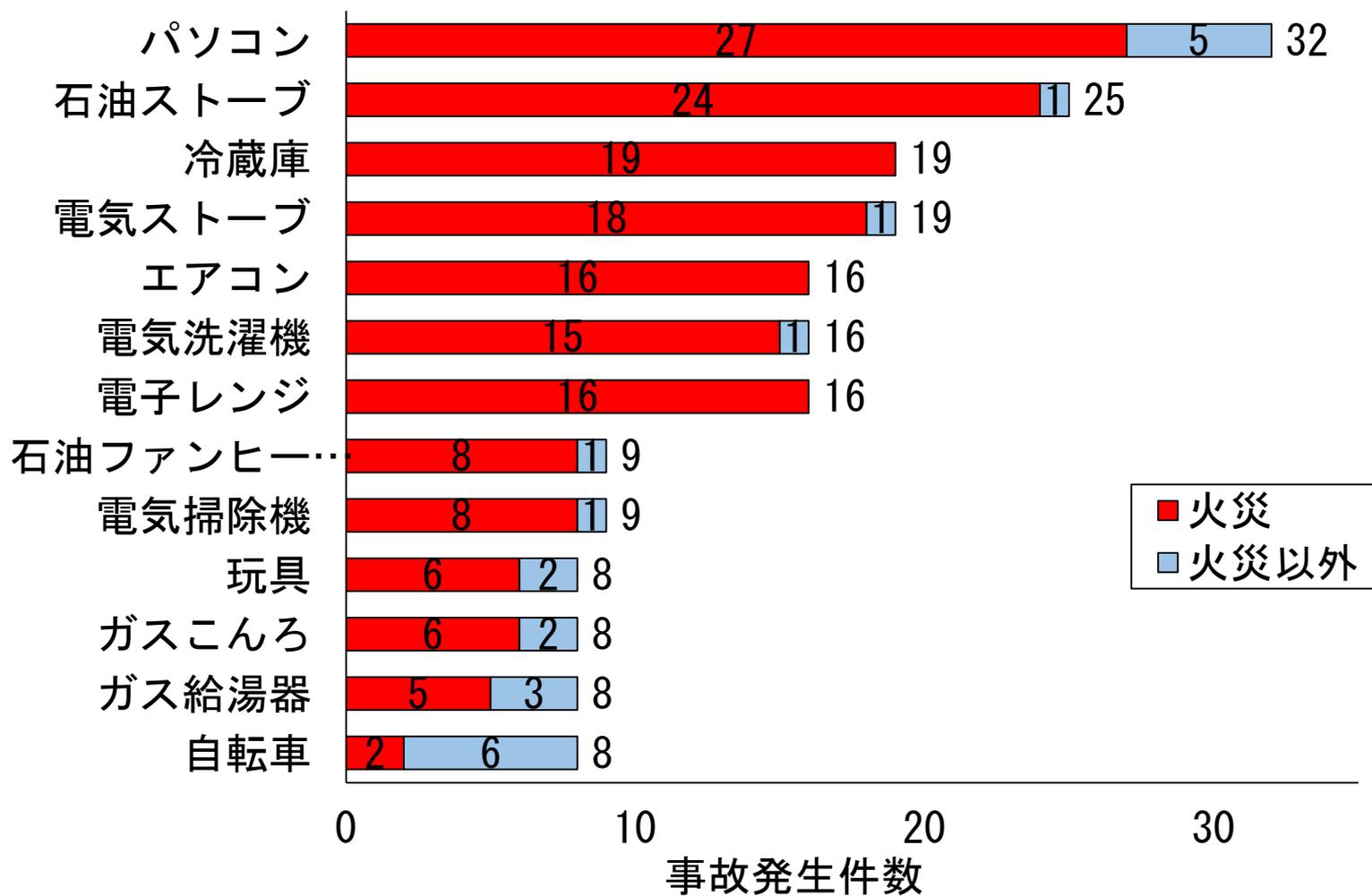
調査期間：2015年度～2019年度、対象件数：325件



- ・ 火災等の拡大被害の割合が多い。
- ・ 死亡事故も発生している。

# 事故を起こした中古品の上位13製品

調査期間：2015年度～2019年度、対象件数：325件



事故を起こした中古品には高額製品が多い

## 2. 中古品の流通について

# 取引形態

## ● 業者が仲介

### リサイクルショップ

#### ① メリット

- ・良心的な業者なら、販売前にある程度の品質確認をするため、不安のある製品は販売されにくい。

#### ② デメリット

- ・個人間取引に比べると値段が高くなる。

## ● 個人間の取引

### 知人からの譲渡

#### ① メリット

- ・使用履歴が把握しやすい。
- ・不安を伴う製品は譲渡はされにくい。

#### ② デメリット

- ・中古品の入手機会や種類が限定される。
- ・不具合があっても苦情を言いにくい。

## 今後さらに成長すると推定できる取引形態

### インターネット(ネットオークション等)

#### ① メリット

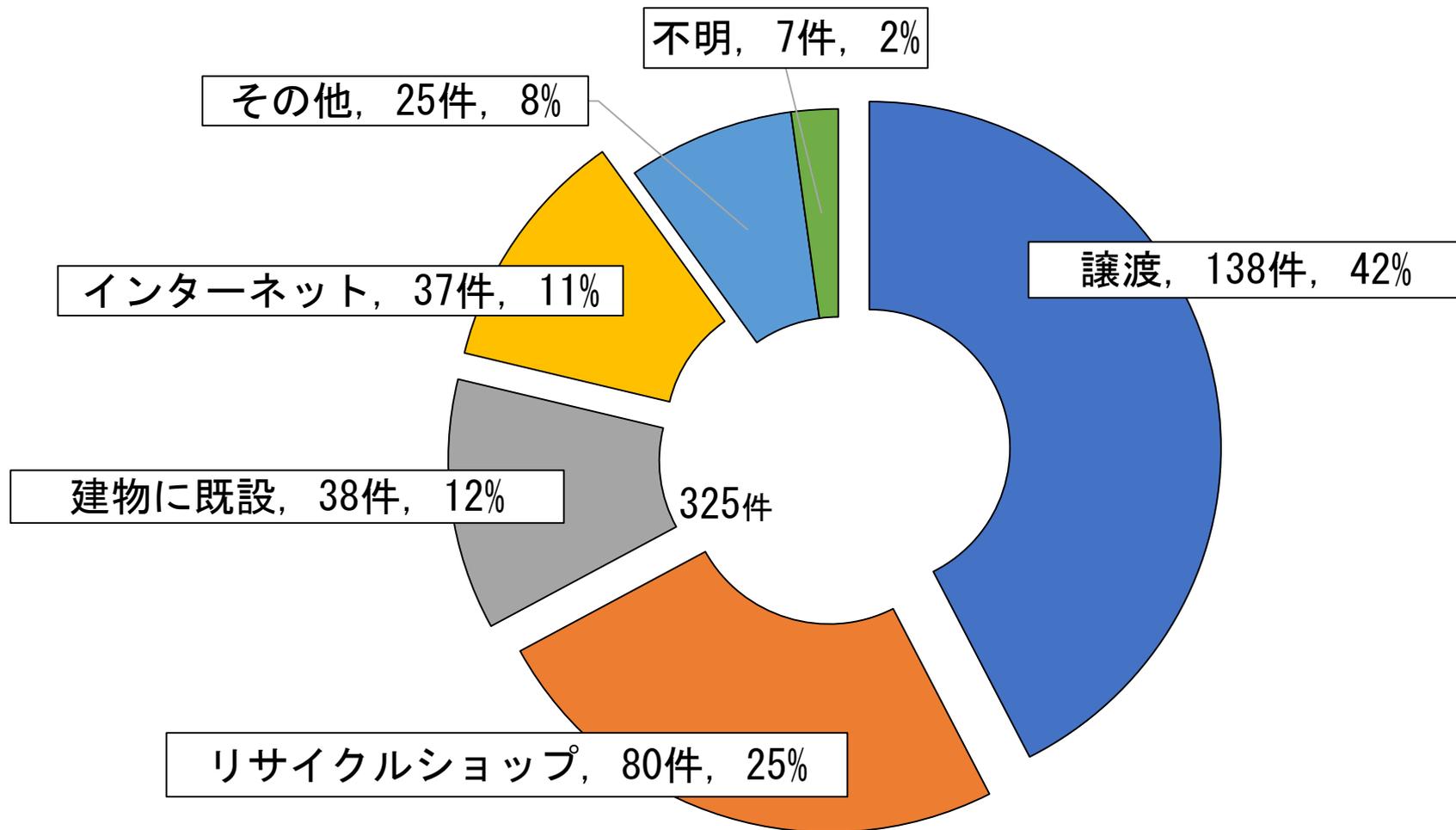
- ・常時、様々な中古品を入手できる。

#### ② デメリット

- ・売り抜くことが前提なので、不都合な情報は開示されにくい。
- ・使用履歴の把握は、ほぼ不可能。
- ・取引後は相手と連絡が取れなくなる。

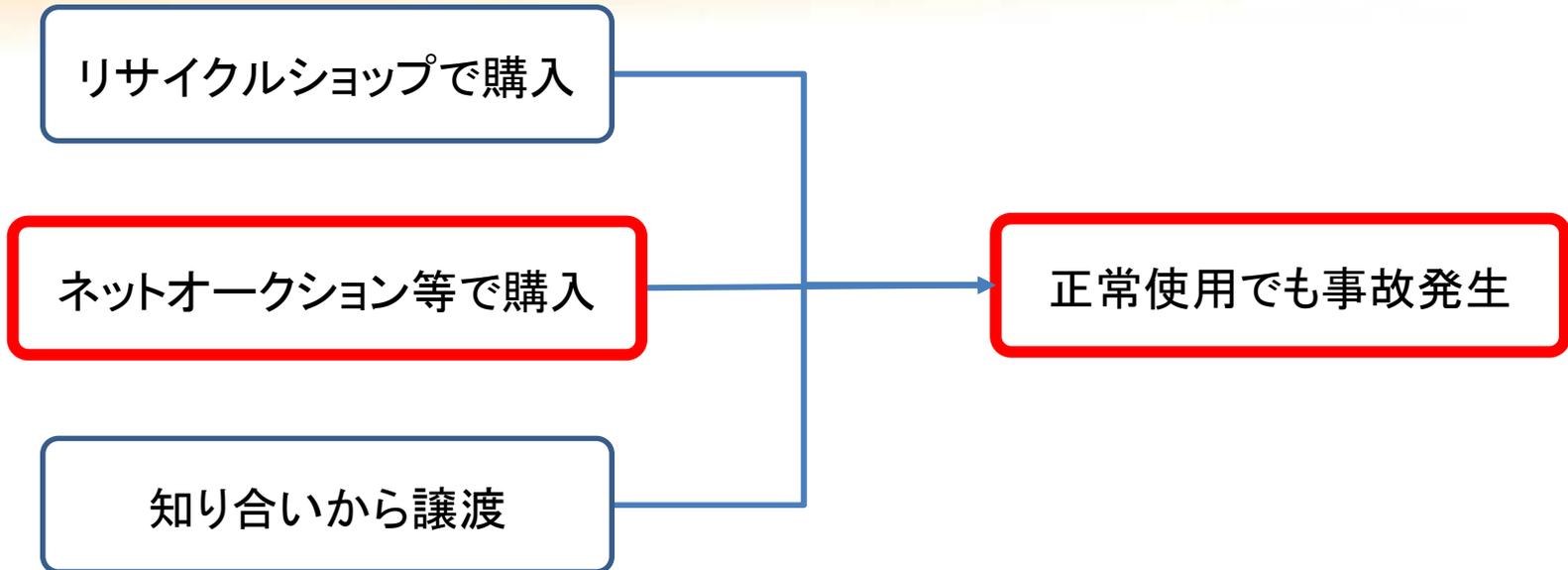
# 入手経路の内訳

調査期間：2015年度～2019年度、対象件数：325件



- ・ 譲渡による入手が多い
- ・ 次いでリサイクルショップでの入手が多い。

## 中古品の使用に関する懸念事項



近年では簡単にインターネット取引ができるため、  
ネットオークション等で中古品を入手する人が増えている。

以前の使用者がどのような使い方をしたのか不明。

→ **入手時点で既に不安全な状態になっている製品を  
気付かずに使用する可能性がある。**

### 3. 中古品が関係した事故事例について

### 3. 中古品が関係した事故事例について

#### ノートパソコン

当該製品から出火し、周辺を焼損した。

当該製品には**非純正品のバッテリーパックが搭載**されており、それが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定されるが、内部短絡した原因の特定はできなかった。

なお、当該製品は**ネットで購入した中古品であり、使用者は非純正のバッテリーパックが搭載されていることを知らなかった。**

事故の再現映像の様子

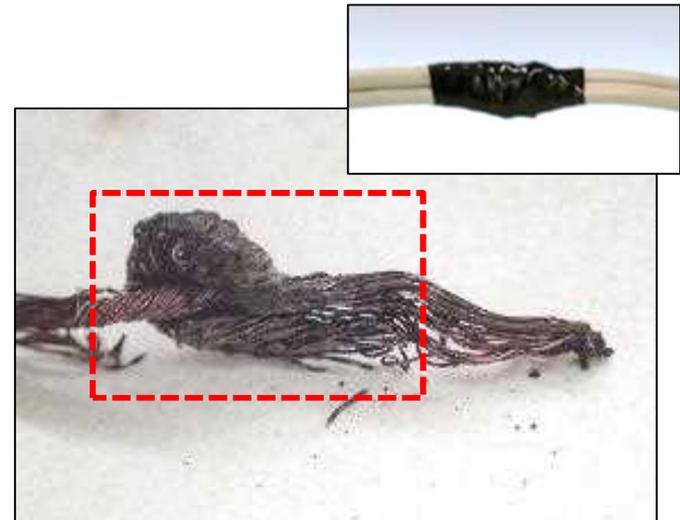


#### 電気ストーブ

当該製品から出火し、周辺を焼損した。

当該製品は、**電源コードを途中で切断し、別のプラグ付コードが手より接続されたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられる。**

なお、当該製品は**2か月前に知人から譲り受けた中古品であり、改造された経緯は不明であった。**



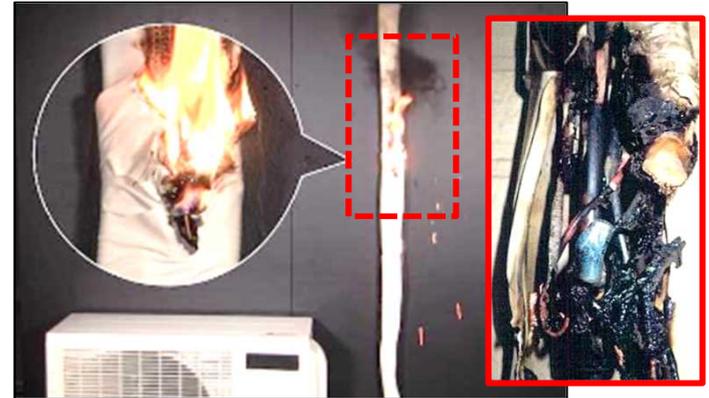
### 3. 中古品が関係した事故事例について

#### エアコン

当該製品を使用中、当該製品の内外連絡配線を焼損する火災が発生した。

当該製品は室内機に出火の痕跡は認められず、内外連絡配線の途中接続部から出火したものと考えられるが、出火原因は特定できなかった。

なお、当該製品は9年前に使用者の知人宅から移設され、知人が設置したものであった。



#### 電気冷凍庫

当該製品から出火し、当該製品及び周辺を焼損した。

当該製品のオーバーロードリレーが改造により取り外されて直結されていたため、蒸発器冷媒流路の穴空きにより冷却不能になった際に圧縮機が連続運転となり、過熱状態で運転が継続したことで圧縮機のシリンダーとピストンが固着して過電流が流れ、直結箇所にてスパークが生じて出火したものと考えらる。

なお、当該製品はリサイクルショップで購入された中古品であり、改造された経緯は不明であった。

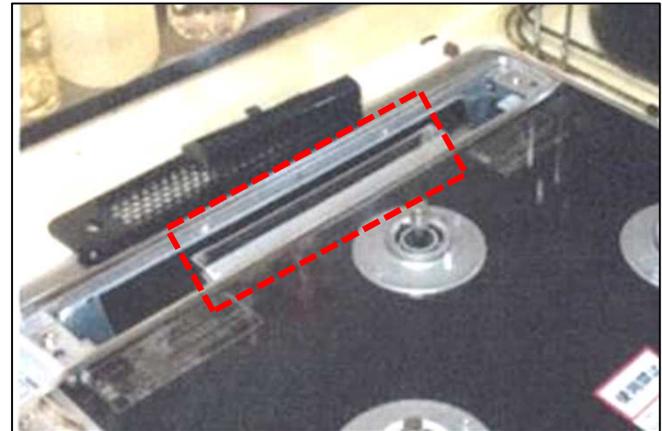


### 3. 中古品が関係した事故事例について

#### ガスコンロ(ビルトイン式)

当該製品に点火したら、グリル排気口付近から火が出た。

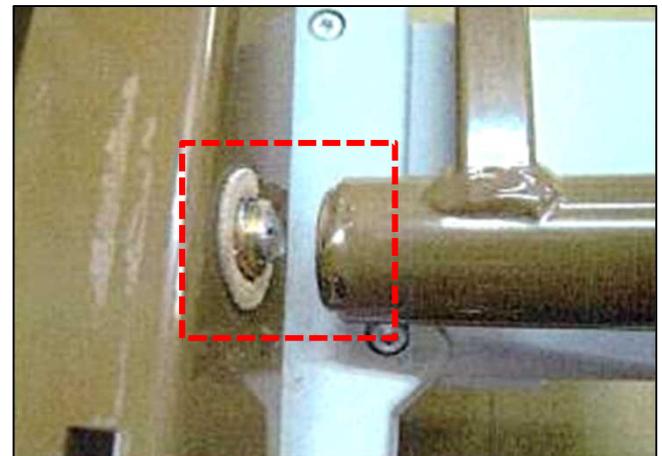
当該製品は使用者が**ネットで購入した中古品**であり、使用者が当該製品を設置した際に、**2つあるガス接続口の一方の閉塞栓が取り外されている**ことに気付かず点火確認を行ったため、開放されたガス接続口からガスが漏れてコンロの炎が引火したものと推定される。



#### 介護ベッド(電動式)

当該製品を使用中、背もたれ可動部のボルトが破損した。

背もたれ可動部にあるジョイントボルトが、鉛直方向の繰り返し荷重により破損したものと推定されるが、背上げ動作でボルトに発生する鉛直方向の応力は材料の疲労強度に比べて小さいこと、当該製品は**中古のレンタル品**であり、**過去の使用状況などが不明**であることから、ボルトが破損した原因の特定はできなかった。



### 3. 中古品が関係した事故事例について

#### 石油ファンヒーター(開放式)

給油したカートリッジタンクを当該製品にセットしようとしたところ、取っ手が破損し、落下したカートリッジタンクの灯油が漏れた。

油タンク取っ手の取付け状態には問題が認められず、取っ手部に大きな変形が認められたことから、**過去に油タンクを落下させる等で取っ手部に強い負荷が加わり変形した**ものを使用したため事故に至ったと考えられるが、使用者が当該製品を**譲り受ける前の使用状況が不明**であるため、原因の特定には至らなかった。



#### 踏み台(アルミ製)

当該製品を使用中、踏ざんが脱落し、転倒して打撲を負った。

当該製品は、**踏ざんを固定する4本のねじのうちの1本が破断した後も使用を継続した**ことによって残る3本のねじに応力が集中し、3本のねじが破断したことで踏ざんが脱落したと考えられるが、1本目のねじが破断した時期や原因、事故発生時の踏ざんのガタツキの有無や度合い、使用者が当該製品を**譲り受ける前の使用状況が不明**であるため、原因の特定には至らなかった。



## 4. 損害賠償責任について

# 製造物責任法

## 製造物責任法 第2条 第2項

この法律において「欠陥」とは、製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

## 製造物責任法 第3条 製造物責任

製造業者等は、(略)、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

### 原告の立証責任

①欠陥の存在、②被害の発生、③欠陥と被害の因果関係を主張、立証すればよい。

↳ 初期から製品に欠陥が存在していたと認められる必要がある。

# 中古品による事故の損害賠償

## ●中古品で事業者に製造物責任を追求することの難しさ

- ・事業者が製造物を流通においたときに「欠陥」が存在していた必要がある。
- ・前所有者による不適切行為の有無を確認するのは困難である。

## ●裁判例

大阪地方裁判所 平成14年9月24日（事件番号：平成12年（ワ）第10247号）

参考文献：羽成守・青木莊太郎（2014）.『製造物責任-判例ハンドブック』. 青林書院, p303-308

中古自動車のエンジンルーム内から出火した事故  
自動車メーカーを相手に損害賠償請求



前所有者の使用態様や整備点検過程で出火原因が作出された  
可能性を否定できない。

自動車メーカーの製造物責任は認められなかった。

中古品が関係した事故で、その責任を事業者に負わせるのはハードルが高い  
(中古品であってもリコール対象品ならば、欠陥認定される可能性はある。)

## 5. まとめ

# まとめ

- ・家電製品や燃焼機器といった高額なもので中古品による事故が多く発生している。
- ・中古品による事故の多くは、製品から出火して拡大被害に至っている。

- ・中古品の入手経路は、知人からの譲渡やリサイクルショップでの購入が多い。
- ・インターネットの発達により、ネットオークション等での個人間取引も増えている。

- ・ダメージを受けた製品を知らずに入手し、気づかず使用して事故が起こる。
- ・改造等で製品が不適切な状態になっていても、気づかず使用して事故が起こる。

- ・事業者の製造物責任は、製品を流通に置いた時点で存在する欠陥に対してである。
- ・中古品の多くは入手前の使用履歴が不明なので、訴訟になっても事業者の製造物責任が認められにくい。

# まとめ

## 事業者の対応

取扱説明書や本体表示に下記事項を明示する。

- ・使用前に必ず点検し、異常があれば使用しない。
- ・使用時にエラーが表示されたら必ず事業者指定の業者で点検を受ける。
- ・指定業者以外が設置や修理をすると事故発生の可能性がある場合は、その旨を明記する。

## 消費者の対応

- ・中古品を入手する際は、信頼できる人や業者からの入手を心がける。
- ・使用前に破損、異音、異臭、動作不良、改造等の異常がないかを点検し、異常があれば使用しない。
- ・使用時にエラーが表示されたら必ず事業者指定の業者で点検を受ける。

## 中古品を販売又は譲渡する皆様

- ・製品を仕入れる際は、使用年数、修理履歴等の情報を正確に把握する。
- ・リコールされている、改正後の技術基準に不適合、改造されているなど、事故発生のリスクがある製品は取り扱わない。
- ・品質確認を実施し、異常があれば販売や譲渡を行わない。
- ・異常や不安事項を隠して、ネットオークションやネットモールに出品しない。

事故 **ナイト** いいね

ご清聴ありがとうございました

<https://www.nite.go.jp/jiko/>

安全とあなたの未来を支えます

**nite** National Institute of Technology and Evaluation  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構